

能代市地域防災計画 修正概要

1. 能代市地域防災計画の修正について

本市の地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条第 1 項の規定に基づき、国の防災基本計画、県地域防災計画の修正を踏まえ、市防災会議により修正を行っている。

本年度の市地域防災計画の修正は、県地域防災計画の修正と整合を図りつつ、関連法の改正、防災基本計画の修正や近年の災害を踏まえた修正等を行うとともに、関係各機関からの意見を計画に反映するものである。

2. 地域防災計画全体に関わる修正のポイント

(1) 災害対策基本法の改正（令和 3 年 5 月）を踏まえた円滑かつ迅速な避難確保のための修正

【避難情報及び判断基準の見直し】

- ①法の改正に基づき、避難勧告・避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化し、避難準備・高齢者等避難開始を「高齢者等避難」に変更、また、既に安全な避難が難しい状況の場合に発令する「緊急安全確保」の 3 種類の避難情報による運用に統一
- ②5 段階の警戒レベルと避難情報の対応を明確にし、警戒レベル 3 で「高齢者等避難」、警戒レベル 4 で「避難指示」、警戒レベル 5 で状況に応じて「緊急安全確保」となることを追記
(第 2 編 一般災害対策 新旧対照表 P4~5)

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※ 1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル 5 は必ず発令される情報ではありません。  
 ※ 2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。  
 ※ 3 警戒レベル 3 は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。  
 (内閣府 HP より抜粋)

### 【個別避難計画の作成】

- ①避難行動要支援者の個別避難計画について、住民や要配慮者利用施設の管理者に周知を図るとともに、避難情報を発令した際には、避難行動を確実に実施できるよう必要な取組を講ずることを追記  
(第 3 編 地震災害対策 新旧対照表 P9)

(2) 十和田火山災害を想定した火山災害対策の強化

【第5編 火山災害対策を新規作成】

- ①能代市が留意すべき事項として、十和田火山による融雪型火山泥流及び降下火砕物による影響を記載（第1章 火山防災と活火山 P3～9）
- ②災害予防計画として、火山防災協議会の活動、防災訓練、防災情報の収集・伝達、農林漁業の災害予防を記載（第2章 災害防災計画 P10～19）
- ③災害応急対策計画として、噴火警報等の伝達計画、継続災害への対応、施設管理者の災害復旧計画を記載（第3章 災害応急計画 P20～25）



注) 火砕流・火砕サージの影響範囲の雪が熱で融けて泥流が流れ下ることを想定している。  
注) 泥流が集まって大きな流れとなる米代川、岩木川、奥入瀬川の3つの流域（上図の太青線で囲まれる範囲）について、泥流が氾濫する可能性がある場所をピンク色で示した。

(3) 近年の大規模災害からの教訓を踏まえた防災対策の見直し

【避難所における感染症対策：新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の検討・実施】

- ①避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等を追記  
(第2編 一般災害対策 新旧対照表 P7)  
(第3編 地震災害対策 新旧対照表 P6)
- ②感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施を追記  
(第2編 一般災害対策 新旧対照表 P3)  
(第3編 地震災害対策 新旧対照表 P2)

③備蓄物資に新型コロナウイルスを含む感染症対策に必要な物資（マスク、消毒液、パーティション等）を追記

（第2編 一般災害対策 新旧対照表 P4～5）

（第3編 地震災害対策 新旧対照表 P4）

④コロナの自宅療養者等に対する情報提供を追記

（第2編 一般災害対策 新旧対照表 P6）

（第3編 地震災害対策 新旧対照表 P5）

⑤被災時の応援職員等の感染症対策として、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底することを追記

（第2編 一般災害対策 新旧対照表 P24）

### 【広域大規模災害や複合災害を想定した備え】

①大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、遠方の市町村との広域一時滞りに係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞りにおける被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結等、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めることを追記

（第2編 一般災害対策 新旧対照表 P7）

（第3編 地震災害対策 新旧対照表 P6）

### 【廃棄物処理法の改正に伴う災害廃棄物処理体制の整備】

①市災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物処理実行計画の策定を迅速かつ円滑に行う体制を整備することを追記。

（第2編 一般災害対策 新旧対照表 P21）

### 【防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進】

①ボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに委託した場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができることを追記

（第2編 一般災害対策 新旧対照表 P23）

### 3. 項目別の主な修正事項

#### 【第1編 総則】

- ① ハードとソフトを組み合わせた計画の推進（第4節 計画の推進 新旧対照表 P1）
  - ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定することにより、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることを追記
- ② 民間企業等との連携（第6節 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱 新旧対照表 P4）
  - 民間企業等との連携・協力により、災害時における物資の調達及び供給確保を円滑に努めることを追記

#### 【第2編 一般災害対策】

##### 〈第2章 災害予防計画〉

- ① 情報連絡体制の強化（第4節 情報連絡体制の整備 新旧対照表 P4）
  - 県総合防災情報システム、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、衛星携帯電話、携帯電話メールシステム、ツイッター等のソーシャルメディアなど、多様な情報伝達手段を活用し被害情報等の収集及び伝達に努めることを追記
- ② 災害に適した指定緊急避難場所の指定（第5節 安全避難の環境整備 新旧対照表 P4）
  - 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふことや、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることについても、日頃から住民等への周知徹底に努めることを追記
- ③ 防災拠点の耐震化による安全性の確保（第6節 防災拠点等の整備 新旧対照表 P7）
  - 計画的な診断、防災点検等をもとに防災上必要な補修、改修その他の対策を講ずるほか、災害時の情報の収集・提供のための通信・広報機能、設備等の積極的な整備に努めることを追記
- ④ 水害リスクの開示と防災・減災対策の強化（第9節 水害対策 新旧対照表 P8）
  - 想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として周知することを追記
- ⑤ 土砂災害等予防対策の推進（第14節 土砂災害の防止 新旧対照表 P11～15）
  - 県の指定する土砂災害警戒区域等について、土砂災害ハザードマップにより周知するとともに、土砂災害の情報収集や避難情報の伝達など避難体制の整備について追記
- ⑥ 集中的な大雪への備え（第17節 雪害の予防 新旧対照表 P17）
  - 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めることを追記

### ⑦ 廃棄物処理体制の強化（第 22 節 廃棄物処理体制の整備 新旧対照表 P21）

○市災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物処理を迅速かつ円滑に行う体制を整備することを追記

### ⑧ 受援計画の策定（第 26 節 相互応援体制の整備等 新旧対照表 P24）

○災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他自治体及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、人的・物的支援の受入等について定めた総合的な受援計画を策定することを追記

### ⑨ 企業におけるリスクマネジメント（第 28 節 企業防災の促進 新旧対照表 P26）

○防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めることを追記

## 〈第 3 章 災害応急対策計画〉

### ⑩ 警戒レベルを用いた防災情報の提供（第 5 節 気象予報等の伝達 新旧対照表 P30）

○「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5 段階の警戒レベルにより提供することを追記

## 【第 3 編 地震災害対策】

### 〈第 2 章 災害予防計画〉

#### ① 農業用ため池の補強対策（第 10 節 河川施設 ため池施設の地震対策 新旧対照表 P6）

○決壊時の影響が大きい農業用のため池を緊急度の高いものから補強対策について追記

#### ② 要配慮者利用施設等の避難確保計画（第 26 節 企業防災の促進 新旧対照表 P9）

○「逃げ遅れゼロ」の実現のため、要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成と、それに基づく訓練の実施について追記

## 【第 4 編 津波災害対策】

### 〈第 1 章 津波被害想定〉

#### ① 最大クラスの津波を想定した津波対策（第 4 節 法に基づく津波浸水想定 新旧対照表 P4～7）

○日本海で最大クラスの津波を発生させる 60 断層が公表されたため、影響が大きい 4 断層と県独自断層（海域 A・B・C 連動等）を併せて検討し、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定に対する津波対策を追記

### 〈第 2 章 災害予防計画〉

#### ② 地域ごとの避難計画の策定（第 3 節 避難体制の整備 新旧対照表 P10）

○津波避難計画では、津波発生時には素早い避難開始と、迅速な避難行動が重要であるとし、市は初動体制の確立や津波避難場所、津波避難ビル及び避難路等の指定を行うとともに、市民、自治会・

町内会、自主防災組織等が避難訓練の実施や地区防災計画及び地域ごとの津波避難計画の策定等の対策を進めることを追記

【第6編 災害復旧計画】

① 国、県による復旧工事の代行（第7節 公共施設災害復旧事業計画 新旧対照表 P8～9）

○著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって、国及び県が被災地方公共団体に対する支援を行うことを追記。